

広島県告示第五百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によつて、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成二十一年六月十一日

広島県知事 藤田雄山

一 保安林予定森林の所在場所

山県郡北広島町戸谷字鉢古三四三、三四六、溝口字出ヶ迫八四二の一、八四七の一、志路原字鳥池一七五六、一七六一、一七六四、一八三八の一、一八四一、一八四二、字大畠一八六九の四

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局農林整備部森林保全課及び北広島町役場に備え置いて縦覧に供する。)